

令和
8年度

宮城県における 環境保全型農業直接支払交付金について



化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

炭素貯留効果の高い堆肥
の水質保全に資する施用



総合防除

緑肥の施用



炭の投入

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動

有機農業



様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

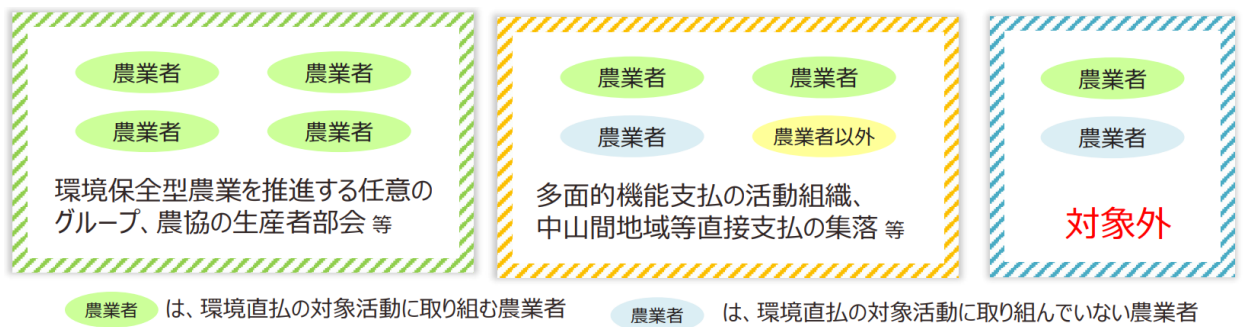
農業者団体等が作成する事業計画を市町村が認定するに際して、市町村が策定する促進計画の区域や事業に関する事項に、農業者団体等の事業計画が該当する必要があります。該当するかどうかについては、農地が所在する市町村にお問合せください。

1 支援対象者

申請主体（グループでの申請が原則です）

□ 農業者の組織する団体

申請する団体は、「環境保全型農業直接支払交付金」（以下、「環境直払」といいます。）の対象活動に取り組む農業者2戸以上で構成される団体で、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座が必要です。



□ 一定の条件を満たす農業者

複数の農業者で構成される法人等、次の要件のいずれかを満たし市町村が特に認める場合は支援対象になります。

- ①対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上、または同一市町村内の対象活動の取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者
- ②複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者の組織する団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ①主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- ②「みどりチェック」チェックシートの各取組にチェックした上で、提出すること（→3～4ページ参照）
- ③環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）に取り組むこと（→5ページ参照）

2 対象農地

各市町村の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」で定めた区域の農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。

詳細については、農地の所在する市町村にお問合せください。

「みどりチェック」チェックシートについて

国では「みどりの食料システム法」に基づき、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入し、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化しました。

取り組んでいただく内容

農林漁業に由来する環境負荷に 総合的に配慮するための基本的な取組

- 適正な施肥
- 適正な防除
- エネルギーの節減
- 悪臭・害虫の発生防止
- 廃棄物の発生抑制
- 生物多様性への悪影響の防止
- 環境関係法令の遵守
- 循環利用・適正処分

環境直払に取り組むにあたっては、以下の内容が要件となります。

支援対象農業者は、「みどりチェック」チェックシートの項目について

- ① 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。
- ② 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

※民間団体による第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写し等を提出することで、「みどりチェック」チェックシートの提出を省略できます。

※環境直払に取り組むにあたっては、「みどりチェック」チェックシートを、実施状況報告の際に提出していただきます。

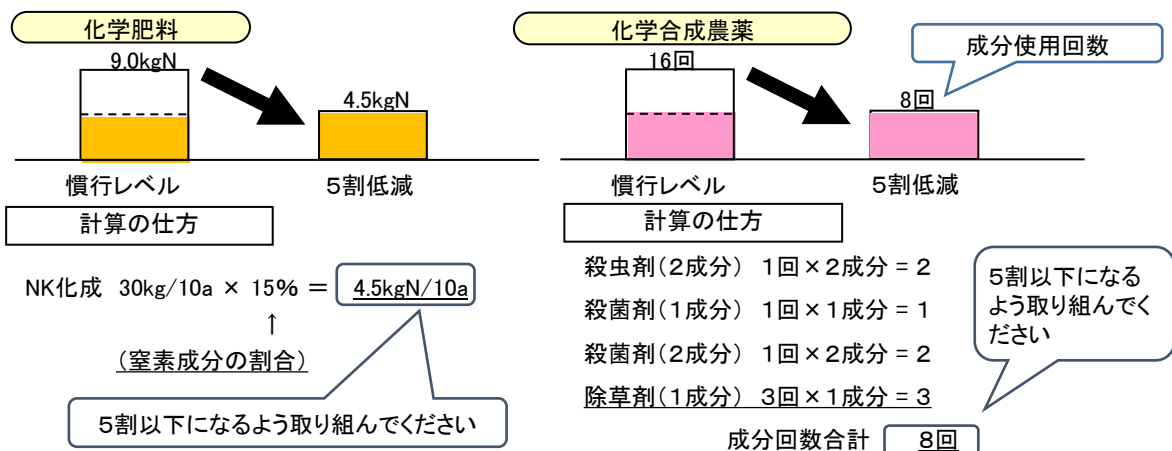
5割低減の取組とは

主作物について、化学肥料と化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組です。品目ごとの基準は、「宮城県における対象品目一覧」（15ページ参照）をご確認ください。

算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。



「みどりチェック」 チェックシート

組織名	
氏名	
住所	
連絡先	

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第8の4の（1）のウに基づき以下のとおり、「みどりチェック」チェックシートについて、報告します。

チェックシート
解説書
(農林水産省HP)



環境関係法令の遵守等		実施状況	翌年度取組計画
①	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適正な施肥			
④	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止			
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エネルギーの節減			
⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
悪臭及び害虫の発生防止			
⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分			
⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			翌年度、当該事業を取り組まない <input type="checkbox"/>

- (注1) 農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、「実施状況」の口欄に✓を記入してください。
- (注2) 翌年度に取り組む予定の項目について、「翌年度取組計画」の口欄に✓を記入してください。
- (注3) 翌年度に当該事業に取り組まない場合は、「翌年度、当該事業を取り組まない」の口欄に✓を記入してください。
- (注4) 関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

3 事業要件(推進活動の実施)

- 農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」*1といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。なお交付金を受ける農業者（支援対象農業者）全員が、1つ以上の推進活動を実施する必要があります。
- 農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - ①技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - ②実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - ③先駆的農業者等による技術指導
 - ④自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - ⑤ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - ⑥地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - ⑦土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定*2
- ◆ その他
 - ⑧耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
 - ⑨中山間地及び指定棚田地域*3における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
 - ⑩農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - ⑪環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
 - ⑫その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

*1 推進活動について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

*2 土壌診断や生きもの調査等環境保全効果の測定について

推進活動としてこの項目を選択した場合、交付金の対象活動に取り組む農業者全員が土壌診断や生き物調査等に参加する必要があります。また、**堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者は**、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として**土壌診断を選択することはできません**。

*3 中山間地及び指定棚田地域について

中山間地とは、地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。また指定棚田地域とは、棚田地域振興法に基づき指定された地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

実施年月日や実施内容、参加者等がわかるように**推進活動を実施した記録を作成**します（様式は任意）。
実施内容がわかる書類は交付を受けた年度の翌年度から**5年間保管**が必要です。



4 対象活動

- 国際水準の有機農業又は化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象活動に対して支援を行います。
- 1つのほ場において、1作分の対象活動実施面積が支援対象です(複数の取組はできません)。
- 宮城県では、地域特認取組の設定はなく、全国共通取組のみが対象活動となります。令和6年度まで地域特認取組として支援していた「冬期湛水管理」は、令和7年度からは多面的機能支払交付金での支援となりました。

	対象活動	10aあたり交付単価 (国+県+市町村)
全国 共通 取組	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用)	
	水稻に施用、もしくは水稻以外の作物に稲わら堆肥を施用 注1)	3,600円
	水稻以外の作物に稲わら堆肥以外の堆肥を施用 注2)	2,600円
	緑肥の施用(カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培)	5,000円
	総合防除	
	飼料用米以外の作物 [※]	4,000円
	飼料用米 [※]	2,000円
	炭の投入	5,000円
	有機農業の取組	
	飼料用米以外の作物 [※] で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合	16,000円
	飼料用米以外の作物 [※]	14,000円
	飼料用米 [※]	3,000円
	取組拡大加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機農業(飼料用米以外の作物[※])に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援。 ・ 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援。 	4,000円

注1) 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント(乾物)以下のもの。

注2) 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥(稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント(乾物)超のもの)やバーク堆肥等。

※飼料用米及び飼料用米以外の作物について

有機農業及び総合防除における「生産局長が別に定める作物(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)」のうち、宮城県では飼料用米のみを対象品目としています。飼料用米以外の作物については、15ページの宮城県における対象品目一覧を参照のこと。

!! 注意事項 !!

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の合計が予算額を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。

対象活動（全国共通取組）

1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用)

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。

要件



- ①C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。
- ②堆肥の施用量

作物(品目)	堆肥の種類	施用量
水稻	稲わら堆肥	おおむね 0.5t/10a以上
	稲わら堆肥以外の堆肥	おおむね 0.5t/10a以上
水稻以外の作物	稲わら堆肥	おおむね 1.0t/10a以上
	稲わら堆肥以外の堆肥	おおむね 0.75t/10a以上

- 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）以下のもの。
- 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥（稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）超のもの）やバーク堆肥等。

③原則として堆肥を施用する前に、毎年、土壌診断を実施すること。

※土壌分析項目は『水稻の場合はpH、畑作の場合はEC、それ以外の項目については各ほ場の状況に応じて必要となる項目』です。可給態窒素及び有効態りん酸の分析でも可とします。

④堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」」範囲を超える場合は、施肥等の窒素及びリン酸との合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めること。

⑤堆肥の成分量が証明されていること（過去の堆肥成分分析結果でも可）。

成分量が分からない堆肥を施用する場合は、堆肥の成分分析を行うこと。

＜成分量が分からない堆肥を施用する場合の堆肥の成分分析項目＞

ア 「稲わら堆肥」、「生ふん堆肥」、「バーク堆肥」等（明らかにC/N比10以上の堆肥）の場合：窒素、りん酸、加里。

イ 「豚ふん堆肥」、「鶏ふんの量が5割未満の堆肥」等（C/N比10未満が想定される堆肥）の場合：C/N比、窒素、りん酸、加里。

※分析の結果C/N比が10未満の場合は対象となりません。

⑥主作物が水稻である場合は、水田からのメタン排出削減対策として次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること。

- ・ 水稻を栽培する年度の長期中干し
- ・ 水稻を栽培する前年度の湛水不実施
- ・ 水稻を栽培する前年度の秋耕

2) 緑肥の施用 (カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培)

①カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ(緑肥)を作付けする取組です。



要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる量以上(注1)播種されていること。
- ② 適正な栽培管理(注2)を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体をすべて土壌に還元していること。
- ③ 主作物が水稲である場合は、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること。
 - ・水稲を栽培する年度の長期中干し
 - ・水稲を栽培する前年度の湛水不実施
 - ・水稲を栽培する前年度の秋耕

(注1) 種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要ですが、緑肥の効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることも可。

(注2) 栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2か月以上、秋冬播きの場合は概ね4か月以上を確保すること。

※カバークロップに肥料や農薬等を使用する場合、主作物の使用量等にカウントされるので注意。

②リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組です。



要件

カバークロップの要件に準ずるものとします。

③草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組です。



要件

カバークロップの要件に準ずるものとします。

(緑肥の取組に関する注意事項)

前年にすき込んだカバークロップ等の種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未満となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

3)総合防除

総合的病害虫・雑草管理(IPM)を実践する取組です。

要件

- ①宮城県が策定したIPM実践指標について、管理ポイントの6割以上の取組を実施すること。
- ②主作物が水稲の場合
 - ・除草剤を使用しない畦畔の雑草管理
 - 主作物が水稲以外の場合
 - ・交信かく乱剤の利用
 - ・天敵温存植物の利用
 - ・天敵等生物農薬^(注1、2)の利用のうち1つ以上を実施すること。
- ③主作物が水稲である場合は、次のいずれか1つ以上の取組を併せて実施すること。
 - ・水稲を栽培する年度の長期中干し
 - ・水稲を栽培する前年度の湛水不実施
 - ・水稲を栽培する前年度の秋耕

(注1) 有機農産物の日本農林規格の表B. 1 (14ページ参照)の農薬に掲げられた農薬に限る。

(注2) 種子、種苗のみでの利用など、ほ場外での利用の場合を除く。

(宮城県が策定したIPM実践指標について)

宮城県では水稲、大豆のIPM実践指標を策定しています。詳細は以下県HPをご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/syokubou.html>

2次元コード



4)炭の投入

ほ場に炭を投入する取組です。

要件

- ①購入した炭又は自ら製造した炭について、塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭は使用しないこと。
- ②自ら製造した炭を施用する場合は、製造した炭の原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来であり、また、市販の炭化装置を使って自ら製造する場合には、販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用すること。
- ③10アールあたり50キロ以上(又は500リットル以上(施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。))の炭を施用すること。



(炭の投入に関する注意事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定の適用を受けることがあるため、炭を自ら製造する場合には事前に市町村へ確認を行ってください。

※宮城県バイオ炭の農地施用簡易導入マニュアルver.1.0が参考になります。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/biochar.html>

2次元コード



5)有機農業

国際水準の有機農業を実施する取組です。



要件

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。(注1、2)
 - ② 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないように必要な措置を講じていること。
 - ③ 播種又は植付け前2年以上(注3)使用禁止資材を使用していないこと。
 - ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
 - ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。
- ✓ 毎年度6月末までに「農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号)」を提出し、市町村等の抽出による実施状況確認(現地確認)を受けていただく必要があります。(注4)

注1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象なりません。

注2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- ・ 「有機農産物の日本農林規格」表A. 1の肥料及び土壌改良資材、表B. 1の農薬については使用することができます(12~14ページ参照)。
- ・ 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(表A. 1又は表B. 1に掲げるものを除く)が使用されていないものを使用することができます。
- ・ 植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

注3 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあつては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。

注4 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号に代えることができます。

- 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、有機JASの認証を取得する必要があります。
- 宮城県における対象品目については、「宮城県における対象品目一覧」(15ページ参照)をご確認ください。

加算措置(炭素貯留効果の高い有機農業)の取組

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていただく場合に限り、10アール当たり2,000円が加算されます。

【加算措置の要件】

- **土壌診断※を実施**するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかの取組を実施すること。
- 加算措置の実施要件は、それぞれの取組を単独で行う場合の実施要件に準じます。
- ただし、有機農業における堆肥の施用については、地球温暖化防止効果が十分に発揮される3,600円/10aのメニューのみが加算措置の対象となります。

※水田の場合は可給態窒素(困難な場合はpH)、畑地の場合はEC(電気伝導度)が必須項目になります。

取組拡大加算(有機農業の新規取組に係る指導等の活動)の取組

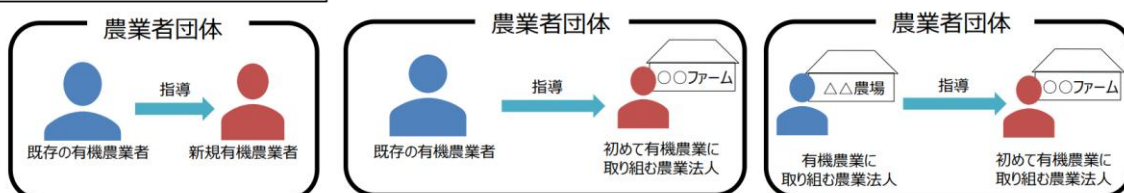
本交付金を受給している農業者団体が令和8年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動を行っていただく場合に限り、新規取組面積10アール当たり4,000円が加算されます。



【取組拡大加算の要件】

- 指導を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和8年度に有機農業の取組(飼料用米以外)を実施する必要があります。
- 活動を行った農業者団体に対して指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10aを支援します。
- 新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属する農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。ただし、農業者団体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用して同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年1月20日	農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日	農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日	農林水産省告示第833号
一部改正	平成27年12月3日	農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年2月24日	農林水産省告示第489号
一部改正	平成29年3月27日	農林水産省告示第443号
一部改正	令和4年9月22日	農林水産省告示第1473号
最終改正	令和6年7月1日	農林水産省告示第1280号

表A. 1

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	—
乾燥藻及びその粉末	—
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	ガドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	—
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	—
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足によって、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質によって土壤等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法によって副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中90mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム	—
食酢	—
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	—
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合は、リグニンスルホン酸塩に限り、使用してよい。
その他の肥料及び土壤改良資材	植物の栄養に供すること又は土壤を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表の他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用してよい。

- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- ※ 使用した資材が表A. 1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

表B. 1

農薬 ※1	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	—
調合油乳剤	—
マシン油エアゾル	—
マシン油乳剤	—
デンブン水和剤	—
脂肪酸グリセリド乳剤	—
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	—
硫黄粉剤	—
水和硫黄剤	—
石灰硫黄合剤	—
シイタケ菌糸体抽出物液剤	—
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	—
炭酸水素ナトリウム水溶剤	—
銅水和剤	—
銅粉剤	—
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	—
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	—
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
磷酸第二鉄粒剤	—
炭酸水素カリウム水溶剤	—
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	—
ミルベメクチン水和剤	—
スピノサド水和剤	—
スピノサド粒剤	—
還元澱粉糖化物液剤	—
カスガマイシン液剤	—
カスガマイシン粉剤	—
カスガマイシン水溶剤	—
カスガマイシン粒剤	—
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	—
重曹	—
食酢	—
その他の農薬 ※2	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

※1 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

※2 硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

※3 使用した資材が表B. 1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。

5 宮城県における対象品目一覧 (令和8年6月現在)

県の慣行レベルが定められている作物に対し、対象活動を行った場合に支援します。

県の慣行レベルは「みやぎの環境に優しい農産物認証・表示制度」で定める県慣行栽培基準とします。

品目名	区分	化学肥料の施用量 (窒素成分量kg/10a)		節減対象農薬の延べ有効成分数		
		化学肥料節減栽培農産物 (県慣行5割以下)	県の慣行レベル (県慣行栽培)	農薬節減栽培農産物 (県慣行5割以下)	県の慣行レベル (県慣行栽培)	
米	移植栽培	3.5	7	8	17	
	湛水直播	3.5	7	8	17	
	乾田直播	6	12	10	20	
豆類	大豆	2	4	6	13	
麦類	大麦	6	13	2	5	
	小麦	ゆきちから	9	18	4	9
		ゆきちから以外	9	18	4	8
野菜	きゅうり	ハウス促成	20	40	16	32
		ハウス抑制	17	35	15	30
		露地夏秋	16	32	12	24
	トマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	30
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	ミニトマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	31
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	なす	半促成・早熟	24	48	11	23
		露地夏秋	15	30	11	23
	かぼちゃ		9	18	4	8
	ピーマン類		15	30	6	13
	いちご		15	30	20	41
	メロン	アールスメロン系	7	14	9	18
	えだまめ		4	8	3	7
	そらまめ		9	18	5	10
	スイートコーン		13	26	4	8
	根菜類	だいこん	10	20	5	10
		にんじん	13	26	5	10
さといも		12	25	4	8	
ごぼう		10	20	4	9	
ばれいしょ		7	15	3	7	
葉	なばな類	15	30	4	9	
茎	非結球あぶらな科葉菜類	9	18	3	7	
菜類	キャベツ	12	25	9	18	
	チンゲンサイ	12	25	3	7	
葉菜類	はくさい	12	25	7	15	
	ブロッコリー	12	24	5	10	
	しゅんぎく	13	27	4	8	
	結球レタス	10	20	4	8	
	非結球レタス	8	17	4	8	
	アスパラガス	14	29	5	11	
	たまねぎ		11	22	5	11
	にら	ハウス	15	30	6	13
		露地	13	27	6	13
	にんにく		12	25	5	10
	ねぎ		15	30	9	19
	こねぎ		15	30	6	13
	せり		20	40	3	6
	パセリ		15	30	4	8
	しそ		8	16	4	9
	つるむらさき		22	44	2	4
	ほうれんそう	ハウス周年	8	17	4	8
露地		10	20	4	8	
モロヘイヤ		15	30	2	5	
果樹	りんご	5	10	18	36	
	なし	13	26	17	34	
	もも	6	12	14	28	
	ぶどう	5	10	11	23	
	ベリー類	6	12	1	2	
	洋なし	8	16	16	33	
	おうとう	露地雨よけ	7	15	13	26
		加温促成	7	15	5	11
いちじく		4	8	6	12	

- 事業対象品目は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の対象品目であり、かつ、宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針の対象品目である上記一覧の品目となります。
- 備蓄米、加工用米、米粉用米、飼料用米の取り扱いについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度「米」の県慣行栽培基準の5割以上低減に取り組む場合に対象とする。

6 申請手続き等

※記載の様式は全て国環境保全型農業直接支払交付金実施要領のものです。

初めて申請する場合

農業者団体を作る。 ※ 既存の任意組織でも可。ただし、環境保全型農業直接支払交付金に取り組むこと、交付金使途決定の方法等を定めるため規約の改正が必要です。

- ① 規約作成
(構成員名簿、推進活動を実施すること、交付金使途決定の方法を規約に定める必要があります。)
- ① 農業者団体の代表者を決める
- ② 農業者団体の口座開設 (利息の付かない専用通帳を推奨)

令和3年度から取組を開始した団体

令和3年度からの5年間の事業期間終了に伴い、令和8年度からの5年間の事業計画等を提出します。

初年度

5年間の事業計画等を提出する。(6月末まで) ※ 原則として対象活動が開始される前までに提出。

対象活動の合計面積や推進活動の計画等を記載し、市町村長から認定を受けます。

- 申請書 (共通様式第1号)
- 事業計画 (共通様式第2号)
- 営農活動計画書 (共通様式第3号)

添付書類(必要に応じて提出)

農業者の組織する団体	規約	
一定の条件を満たす農業者	個人、法人(一戸一法人) 推進活動を環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施していることがわかる書類	
	複数の農業者で構成される法人 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
有機農業の取組を実施しようとする農業者	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第1号 ※1

※1 様式第1号は毎年度提出が必要です。
有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動に取り組むことを確認できれば、認証書の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号に代えることができます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口に出します

継続して申請する場合 (令和4年度以降から取組開始)

変更時

計画に変更が生じた場合 (6月末まで)

次に定める事項の変更は**重要な変更**になります。
6月末まで変更申請書等を提出し、市町村長から計画変更の認定を受ける必要があります。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の実施期間の変更
- ウ 事業の実施区域の変更(対象活動を実施するほ場の変更)
- エ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更(対象活動の変更)
- オ 農業生産活動(対象活動)の取組面積の増加又は年当たり交付金額の上限の増加
- カ 取組拡大加算の実施又は変更

- 変更申請書(共通様式第5号)
- 変更する書類を添付

※ 当年の計画確認のため、営農活動計画の提出を毎年度求める場合があります。

毎年度

有機農業の取組を実施しようとする農業者
 農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号)
※毎年度6月末まで提出

左記以外の**軽微な変更**が生じた場合(届出)
 変更申請書(様式第5号)
 変更する書類を添付

申請手続き等

※記載の様式は全て国環境保全型農業直接支払交付金実施要領のものです。

6月末以降に軽微な変更が生じた場合は速やかに市町村へ届出。
□変更申請書(様式第5号) □変更する書類を添付

毎年度

交付申請書(市町村への交付申請書)※様式・提出時期は市町村で異なります。

・交付金の交付を受けるために、農業者団体等が交付を受ける予定の金額等を記載します。

※規約で定めた交付金使途に沿って事務経費や推進活動等の経費を支出可能ですが、市町村からの交付決定以降の経費のみが対象です。
(飲食等、支出できない経費もあるため、事前に市町村へ確認願います。)

毎年度

対象活動と推進活動及び「みどりチェック」チェックシートの取組の実施

- ・農業者団体等の構成員ごとに支援対象となる営農活動(堆肥の施用、緑肥の施用、有機農業等)を行います(7~14ページ参照)。
- ・農業者団体等として共通の推進活動を行います(5ページ参照)。
- ・「みどりチェック」チェックシートの取組については、全ての項目に従って実施します(3~4ページ参照)。

毎年度

実施状況報告書等

(提出期限:令和9年1月末日まで)

(1)実施状況報告書(様式第7号)

- ・農業者団体等の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体等として取り組んだ推進活動を記載して、必要書類(生産記録、写真等)をまとめて提出します。
- ・必要書類は対象活動により異なりますので市町村に確認願います。

※令和9年3月末までに確実に終了する予定の取組を記入し提出してください。

(2)「みどりチェック」チェックシート(様式第15号)

- ・原則全ての項目にチェックすることが必要となります。

!!! 見込みで実施状況報告書を提出後、

不測の事態で履行できない場合は、早急に市町村へ報告願います !!!

毎年度

交付金の入金・支出

- ・都道府県や市町村が取組内容を確認後、農業者団体等の預金口座へ振り込まれます。
- ・農業者団体は口座振り込まれた交付金を、規約に定めたとおり構成員に速やかに分配してください。(3月末までに交付金を全額支出することが望ましい。)

毎年度

実績報告書(市町村への実績報告書) ※様式・提出時期は市町村で異なります。

・交付金の使いみちを記載します。

※交付金の使いみちは、農業者団体等の規約に基づいて決定してください。

毎年度

営農活動実績報告書(国様式11号又は共通様式第6号)

提出期限は市町村に確認願います。


- ・実施状況報告書を見込みで提出した場合、生産記録等、必要な書類を添付し提出。
- ・実施状況報告書の提出時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略できます。

毎年度

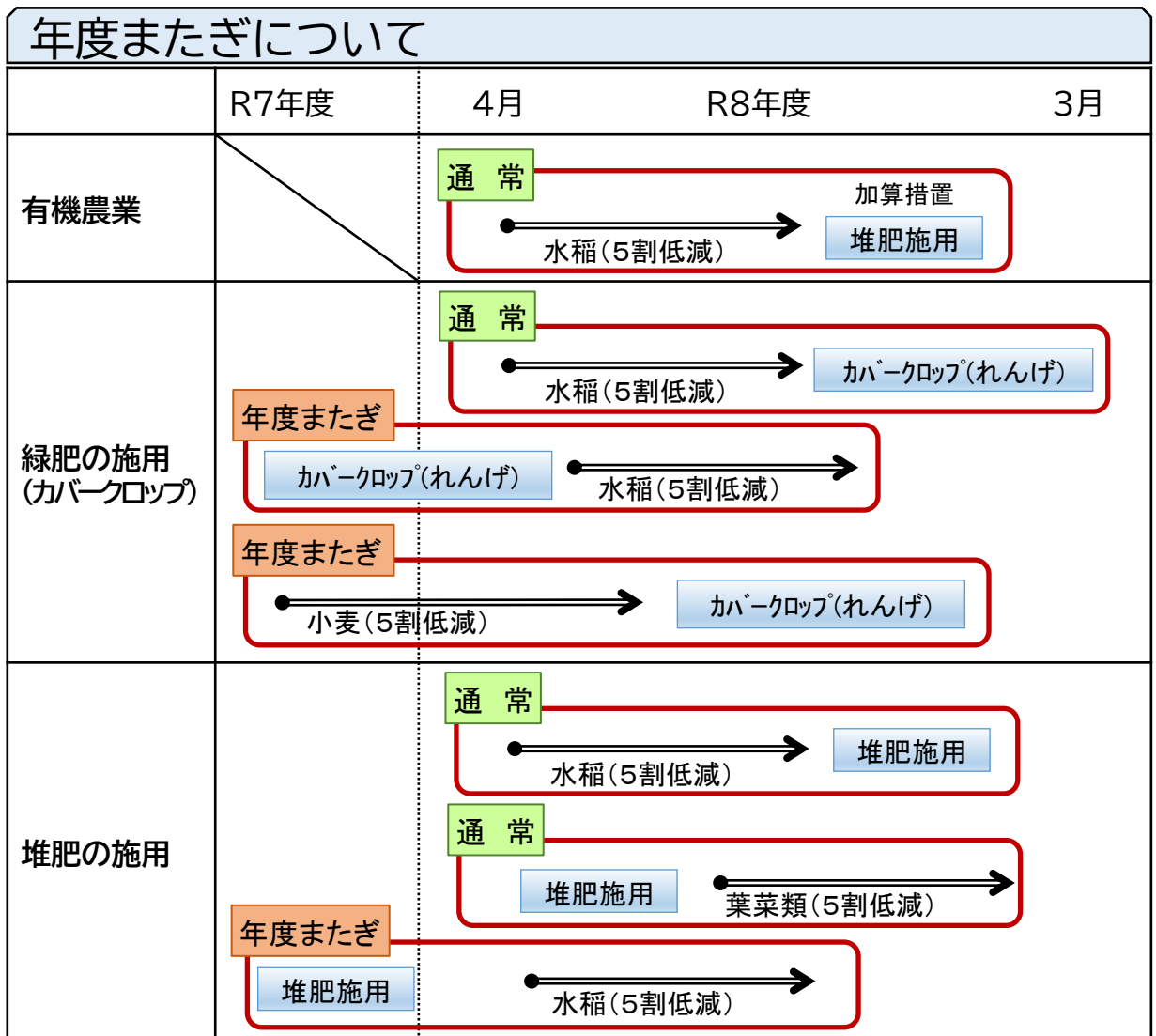
対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口へ提出します

農業者団体等が環境保全型農業直接支払交付金実施状況報告までに整備しておく書類

	項 目	チェック	備 考
提出書類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 「みどりチェック」チェックシート【様式第15号】(個人ごと) ※ 民間団体によるGAPの第三者認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)等を取得している場合は、当該事項を証明する書類を提出することにより、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略できます。 	<p>「みどりチェック」チェックシートは原則全ての項目にチェックが必要です。</p> <p>※環境直払では、実施状況の報告時に提出してください。</p>
	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産記録(個人ごと) ※ 生産過程等において使用した肥料、農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、有機JAS認証や特別栽培農産物認証等の認証の写し又は認証機関に提出した書類を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類が必要です。 	<p>様式第1号(農場管理シート・現地確認チェックリスト)を提出した生産者(有機農業)は省略可</p> <p>※加算措置取組の実施者は生産記録が必要</p>
保管する証拠書類	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材証明書等の写し(個人ごと) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程に使用した場合 ※ 一定の条件を満たす機関(登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会)が評価し公表した資材リストに掲載された資材である場合は、「当該資材が掲載されている真の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でも可 ● 土壌診断結果書類の写し 加算措置の取組を実施した場合 	<p>様式第1号(農場管理シート・現地確認チェックリスト)は6月末までに作成し市町村へ提出</p> <p>※有機JAS認証の認証書の写し等を提出した場合は、資材証明を省略することができます。</p>
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 出荷・販売伝票の写し(個人ごと)(10アール未満の取組の場合に必要な) ● ほ場面積が確認できる書類の写し(交付金額の算定の基となった書類(共済細目書など公的資料)(個人ごと)) ● 推進活動の実施内容や実施日等がわかる書類等(写真や会議資料添付)(個人ごと) ● 特別栽培農産物等の認定証の写し(認証を受けた場合)※(個人ごと) 	<p>□その他: 主作物の生育状況を写真で記録しておくのが望ましい。</p> <p>※必要な項目が確認できれば、「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができます。</p>
	堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと) ● 施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可) ● 土壌診断結果(毎年度、堆肥施用前に土壌分析・診断を実施)※ ● 施肥管理計画(堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」範囲超の場合に必要な)の写し 	<p>□その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p> <p>※土壌タイプ、これまでの管理状況や作物の収量等が同程度の場合は申請ほ場の一部の土壌診断結果でも可。同等であることがわかるものを保管しておくこと。</p>
	緑肥の施用(カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培)	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと) ● 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し 	<p>□その他: カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p>
	炭の投入	<ul style="list-style-type: none"> ● 炭の購入伝票等の写し(購入炭の場合) ● 販売元の示す炭化方法が確認できる書類(自家製炭の場合) 	<p>□その他: 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p>
	総合防除	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の定めるIPM実践指標の実践項目の実施状況が確認できる書類(個人ごと) ● 交信かく剤、天敵温存植物または天敵等生物農薬の購入伝票等の写し(個人ごと) 	<p>□その他: 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p>
	有機農業の加算措置(堆肥の施用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと) ● 施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可) ● 施肥管理計画(堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」範囲超の場合に必要な)の写し 	<p>□その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p>
	有機農業の加算措置(緑肥の作付)	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと) ● 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し 	<p>□その他: カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p>
	取組拡大加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導を受ける農業者の作業日誌等の写し 	

 : 写真で記録しておくことが望ましいもの。

- 市町村へ 実施状況報告(国様式第7号)提出の際、証拠書類等の確認を市町村から受けてください。また、県・農政局が申請農業者団体等の中から証拠書類等の整備状況について抽出検査を実施します。
- 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から5年間保存が必要です。



本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画書を提出した翌年度に交付金を受け取るようになります。

事業計画、営農活動計画書及び添付書類の提出は、原則として対象活動が開始される前に事業計画を提出していただく必要があります。新規に取り組む場合は、事前に市町村へ提出期限を確認願います。

令和8年度の事業計画や営農活動計画に変更が生じるときは、令和8年6月末までに必要書類を農地の所在する市町村へ提出します。

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
大河原地方振興事務所 農業振興部	0224- 53-3289	東部地方振興事務所 農業振興部	0225- 95-7809
仙台地方振興事務所 農業振興部	022- 275-9250	東部地方振興事務所 登米地域事務所農業振興部	0220- 22-3535
北部地方振興事務所 農業振興部	0229- 91-0717	気仙沼地方振興事務所 農業・農村振興部	0226- 24-2534
北部地方振興事務所 栗原地域事務所農業振興部	0228- 22-2268	宮城県農政部 みやぎ米推進課	022- 211-2845

不明な点は、上記の問合せ先にお問合せください。

また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認ください。